

浜松市モビリティサービス推進コンソーシアム要綱

(目的)

第1条 「浜松市モビリティサービス推進コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)は、モビリティに関わる多様な主体の積極的な参画及び官民の連携を促し、本市における移動手段の確立及び移動とサービスの連携による地域の活性化を図り、もって持続可能な都市づくりを推進することを目的とする。

(活動内容)

第2条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 会員主導のプロジェクトの創出支援
- 二 実証フィールドの提供等、会員による実証実験や実装に向けた取り組みへの支援
- 三 会員間の情報共有及び連携促進に関する活動
- 四 研究会の開催等によるモビリティサービスの知識向上に関する活動
- 五 その他本市におけるモビリティサービスの推進に資する活動

(会員の種別)

第3条 コンソーシアムは、目的に賛同し、この要綱を順守する次の会員をもって組織する。

- 一 一号会員(共同幹事)
別表に記載の団体
- 二 二号会員(アドバイザー会員)
別表に記載の団体
- 三 三号会員(一般会員)
会員の登録申請を行い、共同幹事に承認された団体又は個人事業主

(登録申請)

第4条 前条第3号の会員としての登録を希望する団体又は個人事業主は、コンソーシアムホームページ上の会員登録申請フォームにより、登録の申請を行うものとする。

(登録承認)

第5条 一号会員(共同幹事)は、前条の申請があったときは速やかに内容の確認を行い、疑義がなければ登録の承認を行う。

- 2 一号会員(共同幹事)は、前項の承認を行ったときは、登録の申請を行った会員に対し速やかに通知する。

(掲載及びその同意)

第6条 一号会員（共同幹事）は、登録の承認をした会員の情報をコンソーシアムホームページに掲載する。

2 会員は前項の掲載について異議を述べないものとする。

(会員期間・退会等)

第7条 会員としてコンソーシアムに参加できる期間は、第3条の会員種別に応じ、次のとおりとする。

一 一号会員（共同幹事）

第3条第1号に基づき、別表に掲げられている間

二 二号会員（アドバイザー会員）

第3条第2号に基づき、別表に掲げられている間

三 三号会員（一般会員）

退会し又は除名されるまでの間

2 会員は、前項の期間にかかわらず、一号会員（共同幹事）に対して書面により届けることにより、コンソーシアムから退会することができる。

3 一号会員（共同幹事）は、第1項の期間にかかわらず、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員を除名することができる。

一 この要綱に違反し又はコンソーシアムの信用を著しく害したとき

二 会員が解散若しくは営業を停止し又は活動実態がないと認められたとき

三 会員が暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき

四 その他コンソーシアムの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(プロジェクト参加者の募集)

第8条 会員は、会員主導のプロジェクトの実施に当たり、当該プロジェクトへ参画する他の会員の募集並びに当該プロジェクトに対する意見及び助言を、幹事会に求めることができる。

2 前項の募集を依頼した会員は、当該プロジェクトへの参画を希望する他の会員の参加を、不当に拒んではならない。

(会費等)

第9条 会費及び入会金は、無料とする。

(幹事会)

第10条 次の各号に掲げる事務を所掌するため、コンソーシアムに幹事会を設置する。

- 一 コンソーシアムの基本となる活動方針の決定
 - 二 会員主導のプロジェクトの募集並びに同プロジェクトに対する意見及び助言
 - 三 会員間の情報共有及び連携の促進
 - 四 作業部会の設置、活動期間延長及び廃止の決定
 - 五 その他コンソーシアムの目的の達成に資する取組
- 2 幹事会は、前条第2号の活動のため、会員主導のプロジェクトについて、当該会員に対し、必要な報告を求めることができる。
 - 3 幹事会は、一号会員（共同幹事）及び二号会員（アドバイザー会員）により構成する（以下「幹事会構成会員」という。）。
 - 4 幹事会は、一号会員（共同幹事）が必要に応じて招集する。
 - 5 幹事会の会務は、一号会員（共同幹事）が協力して行う。
 - 6 一号会員（共同幹事）は、幹事会を招集する暇がないと認めるときは、文書（電磁的記録による文書を含む。）による合議をもって、幹事会の開催に代えることができる。
 - 7 幹事会構成会員は無報酬とする。

（作業部会）

- 第11条 活動の必要に応じて、コンソーシアムに作業部会を設置することができる。
- 2 作業部会はコンソーシアムの活動を推進するため、特定事項の調査、研究等を行う。
 - 3 作業部会は、幹事会の下に設置し、活動期間は設置日から当該年度末とする。ただし、必要に応じ、年度を単位として活動期間を延長することができる。
 - 4 作業部会における特定事項の調査、研究等の内容、成果、進捗状況等については、適宜、幹事会に対して報告を行う。
 - 5 作業部会の構成員（以下「作業部会メンバー」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから一号会員（共同幹事）が選任する。
 - 一 会員のうち、当該調査、研究等の対象となる特定事項に関して知見を有する団体
 - 二 浜松市その他の公的又は公共的団体の職員
 - 三 当該調査、研究等の対象となる特定事項に関して専門的知見を有する者
 - 四 前3号に掲げるもののほか、当該調査、研究等に必要な能力を有する者
 - 6 必要に応じて、作業部会の会務を総括するため作業部会長1名を、作業部会長を補佐し事故があったときにその職務を代理するため副作業部会長1名を置くことができる。
 - 7 作業部会メンバーは、いつでも作業部会を退会することができる。ただし、退会後も第9項を遵守する。
 - 8 作業部会メンバーは無報酬とする。ただし、第5項第3号又は第4号に掲げる者でこれにより難い場合は、別途協議する。

9 作業部会メンバーは、作業部会活動を通して知得した他の作業部会メンバーの技術的な情報、秘密等を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

(事務局)

第12条 コンソーシアムの事務を処理するため、浜松市デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課に事務局を置く。

(要綱の制定改廃)

第13条 この要綱の制定改廃は市長が行い、改廃した場合は、遅滞なく会員に通知する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関して必要な事項は、必要に応じて市長が定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年6月19日から施行する。

別表 一号会員（共同幹事）及び二号会員（アドバイザー会員）（第3条第1号及び第2号関係）

会員種別	団体名
一号会員（共同幹事）	浜松市
一号会員（共同幹事）	遠州鉄道株式会社
一号会員（共同幹事）	スズキ株式会社
二号会員（アドバイザー会員）	MONET Technologies 株式会社